

佐世保水先区水先人会

本会は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導・連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は水先人会会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し、日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (5) 前各号に掲げるものの他、会員に対する指導・連絡及び監督に関する諸施策、その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

令和3年度は、水先法改正後14年目に当たるわけであるが、引き続き利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図るため、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備を重点事業として推進する。

2. 各事業

令和3年度は、次の具体的事業を行う。

(1) 適正化事業

- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
- ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
- ・品質向上に関する各委員会における検討の実施
- ・ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理体制の整備
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力

(2) 水先人の養成関連事業

- ・水先人会連合会から要請があった場合、他の水先区の業務支援に関する協力
- ・水先人会における所要の再教育訓練の実施及び日本水先人会連合会が実施する訓練への参加促進

(3) 業務取次窓口業務

- ・会員のする水先業務の引受けに関する事務の適確な実施
- ・上記事務を行うための引受事務要領の整備
- ・会員のための料金收受事務の適確な実施

(4) その他の事業

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開

以上